

AFS 君津インターナショナルサマーキャンプ 2023 参加規程

公益財団法人 AFS 日本協会（以下、「AFS」といいます。）は、交換留学を通して個人レベルで国際間のより深い相互理解を図り、世界平和へと前進することを目的とする非政治的、非営利的、宗教色のない民間団体です。

AFS が主催するプログラムである「AFS 君津インターナショナルサマーキャンプ 2023」（以下、「キャンプ」といいます。）は、高校生を中心とするキャンプ参加者（以下、「参加生」といいます。）と世界各国より来日している AFS 留学生（以下、「留学生」といいます。）が共に同じ時間を過ごし、様々な活動やディスカッションを通じてお互いに異文化を体験することが目的です。

以下の参加規程をご理解いただいた上で参加されますようお願い致します。

1. キャンプの期間は、AFS の定める集合場所に到着した時点から AFS の定める解散場所で解散するまでの間とします。それ以外の旅行手続き及びそれに関わる一切の費用と責任は参加生と保護者にあります。
2. 参加生にはキャンプ参加中、AFS の職員・ボランティアスタッフの指示に従っていただきます。AFS の職員・ボランティアスタッフの指示に反する参加生の行動により本人に生じた損害については AFS の職員・ボランティアスタッフの故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、AFS は責任を負いません。なお、参加生に生じた損害について、AFS は国内旅行傷害保険（参加費に含まれます。）をかけております。
3. キャンプ参加中に参加生の故意又は過失により他の参加生、留学生その他第三者に生じた損害の賠償請求に関して、AFS はいかなる責任も負いません。キャンプ参加中の参加生の行為により生じた損害の賠償請求に関してはすべて参加生と保護者の責任となります。
4. 参加生と保護者は、参加生に持病などがある場合は、医師と相談し、当キャンプに参加するため健康状態に支障がないことを確認した上で参加を決めます。
5. 参加生と保護者は本規程に定める条件のもとに、AFS が指定した方法で指定した期日までに参加費全額を AFS に支払います。参加費の支払い期日後、キャンプへの参加を辞退する場合、AFS はその理由を問わず、参加生と保護者が支払った参加費から、参加辞退の意思表示があった時点に応じて、下記のキャンセル料を差し引いた上、残りの金額を参加生と保護者に払い戻します。振込手数料は、辞退した参加生と保護者の負担となります。なお、AFS にご連絡の上、参加権をご友人にお譲りになることもできます。

辞退時期	キャンセル料
6月30日まで	なし
7月1日～7月15日	9,000円
7月16日～7月31日	17,500円
8月1日以降	全額(35,000円)

6. AFS は、以下の場合、キャンプの開催を中止することができます。中止理由と中止決定時期により参加生と保護者が支払った参加費から以下の金額を参加生と保護者に払い戻します。振込手数料は、参加生と保護者の負担になります。
 - (1) 原則として雨天の場合も開催予定ですが、開催が危ぶまれるような悪天候が予想され、AFS が中止決定をして、キャンプ開始の前日までに参加生に連絡した場合 10,500円
 - (2) 新型コロナウイルス蔓延に関して、下記の①～③の理由でキャンプ中止が決定された場合
 - ① 緊急事態宣言（蔓延防止措置）が発令された場合
 - ② 緊急事態宣言（蔓延防止措置）が発令されることが客観的に見込まれる場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類相当に戻った場合
 - ア. キャンプ開始の1ヵ月前までに決定された場合 21,000円
 - イ. キャンプ開始の1ヵ月前以降から前日までに決定された場合 10,500円
 - (3) 参加生がキャンプ開始1週間前以降に新型コロナウイルスに感染した場合は、通常のキャンセル時と同様、第5項のキャンセル料が適用されます。
7. 参加生と保護者は、キャンプ参加中、参加生に事故・怪我・発病の可能性があることを認識し、万一そのような事態が発生した場合、応急処置などについて、その一切を AFS に委ねます。具体的には、医療に関わる緊急事態が生じた場合、もし時間に余裕があれば、AFS は保護者に連絡を取り、手術やその他必要な処置の許可を要請します。ただし、保護者に連絡を取る時間的余裕がなく、その状況にもないと AFS が判断した場合、参加生と保護者は、AFS が保護者に代わって医師の勧めに従い、その監督のもとで行われる医療処置、レントゲン検査、麻酔、輸血、その他内科的または外科的診断、治療、入院に同意することを認めます。緊急医療に関わる措置について、AFS（職員・ボランティアスタッフを含む）に対し一切責任を問いません。

8. 健康上の問題（新型コロナウイルス感染症に罹患した場合を含む）、不適応または違法行為、もしくは集団生活にそぐわない言動があるため、参加生のキャンプ参加の継続が難しいと AFS が判断した場合、参加生に早期帰宅していただくことがあります。その場合は、保護者に現地まで参加生を迎えに来ていただきます。保護者の現地出迎え費用及び参加生の早期帰宅にかかる費用は保護者の負担となります。この場合、参加費はお返し致しません。
9. AFS は、個人情報等重要なものと認識し、その取り扱いについては細心の注意を払います。AFS が取得する参加生などに関する個人情報は、AFS プログラムの実施に必要な範囲内でのみ保管し、必要な場合に限り利用します。
10. 当キャンプ参加中の貴重品、その他の荷物管理は参加生自身で行います。参加生と保護者は、盗難や紛失については、自責・他責に関わらず AFS（職員・ボランティアスタッフを含む。）に対し一切責任を問いません。
11. 参加生と保護者は、参加生の写真、フィルム、ビデオ（以下、「肖像」といいます。）を、AFS がプログラムの推進活動の資料として時折使用することを了承します。参加生と保護者は、参加申込書及び保護者承諾書の署名をもって、AFS に対し、以下の権利、すなわちキャンプ参加中の参加生のインタビューや手紙の抜粋、肖像、音声録音、その他肖像の静止画像または活動画像一切を、合法的かつ正当な目的のために使用、出版、再生する権利及びこれに関連して参加生の氏名を使用する権利を付与します。

以上